中國文化の受容について

森

鹿

まつた次第です。その點まずおことわり申し上げておきます。 お話ができるでしようといつておいたのですが、そのご限定もせず修正も加えないままに、とうとう本題になつてし 小部分なのであります。實は學會の世話人の方から講演の依賴があつた時に、中國文化の受容についてならば何 「中國文化の受容について」という、たいへん茫漠とした演題を掲げましたが、本日申し上げますのは、 その中の

たものでありまして、唐代になりましてきわめて整備された段階に達しました。それで中國周邊の後進國家でも、 刑罰を伴なわない教化的法規であります。この律令という法律體系は、中國では長い世紀にわたつて磨きがかけられ 對して、令というのは行政法に当るわけです。もつと適切にいえば、律が刑罰を伴なう法規であるのに對して、令は ます。令といいますのは律令の令でありまして、もともと中國の根本法典であります。律が今でいう刑法に當るのに の律令をとりいれたのでありまして、わが國でも七世紀中ごろの永徽律令をモデルにして法典を編集したのでありま さて私、昭和二十年代には正倉院の御物を中心にして中國文化の受容について考えてみましたが、そのご他 現在、 最近では「令集解(りようのしゆうげ)」を資料にして令の訓詁的解釋のあり方を解明したく努力しており その當時の律令がどうなつているかといいますと、中國では令がなくなつて律が殘り、 日本では律がほろ の問題 唐

義解」 はなく、 字漢文の訓 えられる――などは、 記の中には「令義解」編集以前のものもあれば、以後のものもあります。たとえば「伴記」――伴宿禰宗の私記と考 ぎに「新令釋」・「古令私記」(「古記」ともいう)その他の私記、 あります。養老令の本文を適宜區分し、 岐某・穴太某・伴某等々のノートである「讃記」・「穴記」・「件記」等々といわれる私記を惟宗直本が編集したもので 令についてのノートである「古令私記」をはじめ、新令つまり養老令に對する解釋である「新令釋」や明法博士の讃 あります。 解釋を與えたのが「令義解」で、淸原夏野らが勅命をうけて編集し、淳和天皇の天長十年(八三三)に奉つたもので そしてこの令の本文は大寳令ではなくてその二十年ほど後にできた養老令でありますが、この養老令に對して一定の きた律の本文に疏議つまり律文の解釋のついたものであります。 んで令が殘つているのであります。中國に殘つた「唐律疏議」というのは永徽ののち一世紀ほどたつた開元年間にで に占められてい りますが、まず九世紀の後半、淸和天皇の貞觀年間にできたものと考えられております。 ところで令つまり當時の日本臣民の遵守すべき敎化法は、內容は勿論のこと、その表現までも中國を模範としたの 以後のものであります。從つてこの「伴記」を含む「令集解」は、さらに「伴記」以後の編集ということにな それに注釋の伴なつた「令義解(りようのぎげ)」とさきほど申した「令集解」が殘つているのであります。 一方「令集解」というのは、 詰的解釋をする必要があるわけでありまして、 すなわち漢文で書かれているのであります。そこでこれを解釋するに際して、 ます。 そして義解とそれ以外の解釋を比較してみますと、 令の本文ばかりでなく、それを解釋した義解の語句をも注釋しておりますから、 本文のあとにそれに應ずる解釋を配當したのであつて、 その名のごとく澤山の人の解釋を集めたもので、古いものは古令つまり大寳 「令義解」でも「令集解」でも、 編者の見解という順序で構成されています。 ちようどそれと同じく、 義解ではその訓詁のよりどころを示してい わが國でも令の本文だけで 法律的解釋に先だつて漢 そのなかばは訓 まず義解を置き、 明らかに「令 詁 この私 的解釋

ませんが、集解に見える「古記」など義解の編集される以前に存在した令の注釋を集大成したものであることがわか

た貴重書を複刻して「古逸叢書」と名づけました。徳川時代に大學頭の林述齋が「佚存叢書」というものを出版して

なかつた卷八・二十四の殘簡も原形どおり忠實に複製されました。 す。 早速にこれらをも複刻して「古逸叢書」に収め、 の 鵜養徹定上人が黎庶昌に、このほかにも「玉篇」の殘卷の存することを注意され、 ますが、 一つは九卷の殘缺で福井崇蘭館所藏のもの、もう一つは前述の二十二卷で久邇宮家にあつたものです。 それからずつとおくれて昭和八年から十年にかけて、 ちようどそれを繼承した形になります。まず九・十八・十九・二十七の四卷が出版されましたが、 その經緯をあとがきに詳しく記しております。 すでに黎庶昌の複刻したものを含め、 これは私が前に奉職していました東方文化學院の 影寫して送られたの 今まで複刻されて 明治十七年のことで で 黎庶昌 あ 知恩院 ŋ ま は

事業の一つとして行なわれたものであります。

す。 この「篆隷萬象名義」 に今の場合、 もに原本「玉篇」に忠實なのであります。 現在の「玉篇」と同じアイディアで作られているのであります。ただこの「篆隷萬象名義」の方がその配列、 字が配列してあり、さらに音の反切も一致しますし意味も原本「玉篇」を簡略にしたものなのです。 Ų の訓詁的解釋の主たるよりどころが明らかにできるのであります。 じめに「崇文叢書」にその複刻が收められました。また最近では高野山大学から新たに複製本が出版され見易くな だいぶ話がそれましたが、 令の訓詁が それは弘法大師の作られた「篆隷萬象名義」という書物であります。漢字の篆書と隷書---實は楷 その下に發音と意味が与えてあります、 令の訓詁が 「玉篇」に依據することを十分に證明できませんが、ここにもう一つたよりにできる方法がござい は原本「玉篇」の第二十七卷の前半のある高山寺に所藏されていまして、 ·原本 この原本「玉篇」 「玉篇」にもとづいているかどうかを確かめる場合にはうつてつけの資料になります。 それで使い方によつては原本 一種の字書であります。 が僅かながら殘存しておりますために、 勿論、 これを調べてみますと原本「玉篇」 「玉篇」の代用にもなるのでありまして、 原本「玉篇」が僅かしか殘つていませんの 「令集解」に見える令の本文 大正の末年か昭 前に申しました 書 の 順 家に漢 音義と を記 殊 ま

の

とづいた類書を確言するには少しく問題がありますので、別の方面からこの類書の利用について申し上げることにし でありますが、 をして、そのよりどころを明らかにせねばならないと考えております。また單獨に直接引用をした漢籍もあつたわけ その他の部分についても調べなければならないのでありまして、漢字の發音についても、 わけでありまして、その結果、令の訓詁の大半は原本「玉篇」にもとづいていることが明らかになりました。さらに 一令集解」の中にも敷か所、 「切韻」というような音韻の書物を利用している部分も少くないので、「令集解」に見える漢字音について總ざらえ ともかく原本「玉篇」のないところは、この「篆隷萬象名義」を代用して、さきほどの仕事を進めることができる 一方では字典とか事典とかの間接引用であるかも知れないので注意を怠つてはならないと思います。 事典 -中國流にいえば類書 ――を利用していると思われる部分がありますが、 原本「玉篇」ではなくて、 そのも

瀊 尾で栽培してもらつたのであります。 むる所の書」を獻じたのでありますが、それがこの「喫茶養生記」であるといわれています。 が國にもたらした人でありますが、 とを痛感いたしましたのは「喫茶養生記」の譯注を作つた際であります。著者の榮西禪師は入宋して禪宗を始めて それに關係ある文獻記事をかきぬいた類書が大いに活用されたであろうことも見易いところであります。 師 :ています。榮西禪師はまず福岡と佐賀の境の脊振山に茶の實をうえ、さらに高山寺の明惠上人に茶の實を送つて栂 中國文化を受容する上で、さきほどの「玉篇」のような詳細をきわめた字典を利用するとともに、 **:の時になつて再興したのであります。榮西禪師は源實朝の宿酔を喫茶によつてなおしたのを機會に** また禪宗には喫茶が缺かせぬところから茶の實をわが國へ輸入したことでも知ら 嵯峨天皇の時代に茶の栽培を獎勵されたのですが、そのご衰えていたのを榮西 さて「喫茶養生記」 事物を類別して 「茶の德を譽 私がこのこ

す。

いたほかはすべて「太平御覽」の卷八百六十七の茗つまりお茶の條に收められているものを活用しているのでありま てこれらの文獻を使つたことになるわけでありますが、 でもすでに存在していなかつたであろうと思われるものが相當にあります。そうしますと榮西禪師は何かを媒介に 文獻が引用されています。これら文獻の過半は現在なくなつていますが、榮西禪師の時代つまり十二・三世紀のころ 中には茶の名字、樹・花・葉の形、功能、採取時節、採樣を述べる五つの章がありますが、そこには二十二種の中國 いろいろ調べました結果、 その中の白氏六帖と白氏文集を除

したように平淸盛が最初だといえなくなります。これはいつたいどうしたことでしようか。ただ少し注意して見ます いたので有名でありますが、この人が旣に「太平御覽」を見ていたとすると、 いて敗死した惡左府賴長でありまして、その日記であります「台記」の康治二年(一一四三)九月廿九日の條に「御 と申しますのは、 が淸盛の八條の亭に行啓された時に、淸盛は珍重していた木版の「太平御覽」を獻上したのであります。 は平淸盛だつたのであります。そしてこの年の十二月十六日に東宮言仁親王、つまり淸盛の外孫で、のちの安德天皇 ことにつきましては、不思議なことに記錄が殘つているのです。それは治承三年(一一七九)のことで、入手したの |の箞第一百三十八を見おわつた||と書いております。賴長は日本第一の大學者といわれ、ことに漢籍を博く讀んで 清盛のことを記した**文獻** これを「太平御覽」の本朝における流布の始としています。だが、ここにちよつと不都合なことがあります。 この中國に關する知識の寳庫ともいうべき類書が、いつたい何時、 「太平御覽」は一千卷に上るボリューミナスなもので宋の太宗の太平興國八年(九八三)にで き上つ ていま 「台記」の方はさきほど引用しましたように、ただ「御覽」といつています。「太平御覽」のことを「御 治承三年より三十六年前にこの書を見ている人があるのです。それは例の保元の亂に崇徳院方につ ――「百練抄」・「山槐記」・「妙槐記」など――では「太平御覽」と明記しているの わが國にもたらされたのでしようか。この この類書を入手したのは、 當時の記

名のつく書物で百三十八卷以上のボリュームのものであれば、 覽」と略稱することは普通ですから、「台記」にいう「御覽」が「太平御覽」でないとはいえませんが、「御覽」と 賴長が卷首から百三十八卷まで讀みおわつたという「御覽」は「修文殿御覽」であつて「太平御覽」ではな 應それに該當しうるわけです。 結論からさきに申

かろうと思うのであります。

書目錄」には「修文殿御覽」につづいて、「類苑」・「類文」・「藝文類聚」・「翰苑」・「初學記」などの類書が 國見在書目錄」によりますと、この「華林遍略」も「修文殿御覽」も記載されていますから、當時これらの南北朝末 遍略」をもとにして、北魏など北朝の記事を增補したものだといわれています。宇多天皇のころにできました は北朝で作られたのであります。少し立ち入つて申しますと、この「修文殿御覽」というのは、南朝でできた「華林 らも小野妹子が遣隋使として中國に派遣されるわけです。それはともかく、「玉篇」は南朝で作られ、「修文殿御覽」 篇」の編者、顧野王とほぼ同じ時代に當ります。當時、 の類書がわが國にもたらされていたことが明らかなのであります。念のために申しそえておきますが、「日本國見在 ところで「修文殿御覽」というのは北齊の祖珽らが編集した三百六十卷の類書でありまして、前に申しました「玉 中國は南北朝の末期で、やがて隋が南北をあわせ、 わが國 「日本

御覽」の姿をしのぶてだては今のところ全くなくなつてしまいました。 ると「修文殿御覽」ではなく、 く「修文殿御覽」にしぼることに致します。この類書は中國でもわが國でもなくなつていたのですが、今世紀のはじ めに敦煌から發見された類書風の一殘卷がそうではなかろうかといわれたのであります。 が國に輸入されたこれら多くの類書は中國文化を理解する上において大いに活用されたわけですが、話をしばら むしろ前に申した「華林遍略」に擬定した方がよいといわれるようになり、 しかしそれもよく調べてみ 「修文殿

列記されています。

そこで私はわが國の古書の中にこの「修文殿御覽」を引用しているものを注意することにしたのですが、幸にもそ

8 う一連の抄でありまして、これらは密教の方の行事に用いる寳・香・薬・穀についてのインドや中國 だけ る時に 對になつたことがわかつたのであります。さらに四つの抄に引用されている「修文殿御覽」 明らかです。その上に香藥の順序が、 で申しますと、前のは卷九百八十九、後のは卷九百八十二に載つていますから「太平御覽」からの引用でないことは 少しずつはつきりして参りました。今も申しましたように、甘草のことが「修文殿御覽」の卷三百にあることがわか 抄の中で單に御覽として引用しているものも「修文殿御覽」であると推定できるようになり、 御覽卷第三百にいう」と明記して引用している場所を發見できたのであります。これだけにとどまらず、この四つの たものですが、そこに中國の類書が利用されているのであります。そしてこの中の「藥種抄」甘草の項には の端緒をつかむことができきました。それは亮阿闍梨兼意の「寳要抄」・「香要抄」・「薬種抄」・「穀類抄」とい 二年になくなつていますから、 編者の兼意は父の藤原定兼が皇后宮職の亮であつたところから亮阿闍梨と通稱されるのですが、この人は保元の亂後 の四つの抄によつて考えたところでは「修文殿御覽」がその骨格になつていると推定できます。 同時代人である賴長の 「修文殿御覽」 「香要抄」の方から芸(うん)香というお香のことが卷三百一に出ていることがはつきりしました。 「太平御覽」 「藝文類聚」や「文思博要」とともに「修文殿御覽」を利用したことは「宋會要」に明記されていますが、こ 「修文殿御覽」は「太平御覽」の中に埋沒しているといつてよいかと思います。じじつ「太平御覽」を編 「太平御覽」と比較して大體その順序も一致しますし、前者を包攝していることもわかりました。いいかえま とフルネームで書かれていますが、 「台記」に見える「御覽」も「修文殿御覽」とみてさしつかえないのでない さきの藤原賴長と同時代人であるわけであります。 「修文殿御覽」では藥が前で、香が後であつたのが、 他はすべて「御覽」と略稱されています。 **兼意の四つの抄では、** の佚文の條項數は僅 「太平御覽」ではその反 「修文殿御覽」の姿が さてこの四つの抄の かと思い こんなことからも の知識を總合し ただ一か所 「修文殿

うすると「太平御覽」という空前の大類書は治承三年に平淸盛がはじめて入手したものとしてよいことになります。

ことになります。 た「妙槐記」に記されています。 淸盛が入手して以後、八十年ほどの間にわが國に輸入された「太平御覽」が敷十部に及んだことは、 **榮西の「喫茶養生記」はちようどこの「太平御覽」ブームの時期に作られたという** さきにあげまし

=

す。 いませんが、これからその體裁や内容が知られるのであります。 れは滋野貞主の作つた「祕府略」でありまして、卷數も「太平御覽」と同じく一千卷というボリューミナスなもので を編集しています。 が、こんどは自分の手で中國風の百科事典を作る能力ができてきたわけです。編者の滋野貞主は漢詩文集「經國集」 しています。 めて興味深いのでありまして、やはり「修文殿御覽」を骨格にしているのか、よく似ているのであります。 とは伊藤仁齋の息、 「太平御覽」のできる一世紀半以前、淳和天皇の天長八年(八三一)に、わが國でも類書ができるのであります。 「秘府略」の方は各項のあとに、 「修文殿御覽」が北齊の時代にできましてから「太平御覽」のできますまでは四百年ほどありますが、 **殘念なことに現在ではその中の卷八百六十四(百穀部中)と卷八百六十八(布帛部三)のわずか二卷しか殘つて** これ は また「秘府略」のできた翌々年に、はじめに述べました「令義解」ができ上つています。このこ 梅宇の 「太平御覽」とはちがつています。 「見聞談叢」に指摘していますので引用しておきます。 「日本國見在書目錄」にも載つていました類書「初學記」と「翰苑」の記 ともかく今まで多くの類書を中國から受け取るばかりでした 「太平御覽」の該當部分と比較してみますと、 その中間 事を附録 さらに きわ そ

淳和帝の時、 一千卷あり。 滋野貞主に命じて近代の詩文をあつめしむ。 清原夏野、令義解をゑらんで奉る。淡海公のあらわし玉ふ令の註なり。 經國集と號す。 その後又古今の文書をゑらばしむ。 秘府

まことに簡明な表現ですが、中國文化受容の一つのピークを言外に感じさせます。さらにこのあと百年ほどして源順

漢和字典を兼ねた事典の段階に達するわけで、次第に國風文化へと移行してゆくわけです。因みに 字典 として は、 の「和名類聚抄」ができ上ります。ここに至つてわずか十卷の簡略なものですが、漢字漢語を和名によつて解釋する 「和名類聚抄」の前、 醍醐天皇の昌泰年間(八九八―九一一)に、昌住というお坊さんによつて「新撰字鏡」十二卷

關

係

拙

稿

覧

表

(發表順)

和字書そしてやがて國語辭典へと發展してゆくのであります。

えたものもあつて「和名類聚抄」の先驅をなしているのであります。ともかくこうして類書と同様に字書の方でも漢 が作られています。「玉篇」風の字書で部首によつて漢字を集錄し、それに音義を付したものです。中には和名を与

(一九七〇年六月一八日講演)

令集解所引玉篇考	香字抄と所引の翰苑について	修文殿御覧について	亮阿闍梨兼意の香要抄について	薬種抄について	喫茶養生記譯注	正倉院藥物と種々藥帳	飛鳥奈良時代の文物制度	正倉院御物と東大寺獻物帳	大陸文化受容の一面	紫微中臺より出發して
東方學報 京都 41	生活文化研究 13	東方學報 京都 36	『塚本博士頌壽記念佛教史學論集』	ビブリア 17	『茶道古典全集』2	『正倉院藥物』	『飛鳥奈良朝の文化』	『正倉院文化』	學藝 34	學藝 32
昭四五• 三	昭四〇・一	昭三九・一〇	昭三六・二	昭三五・一〇	昭三三・七	昭三〇・一二	昭三〇・五	昭二三・一一	昭二二・一二	昭二二・一〇